

平成25年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成25年9月18日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君

消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
監査事務局長	濱 砂 邦 昭 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7 番 吉岡文子議員

8 番 桜井龍雄議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員（登壇） 平成25年第3回定例会に当たり、大綱2点につきまして、市長及び教育長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、本市の農業行政についてであります。昨年の記憶にも記録にも残る豪雪に引き続き、2年連続の豪雪に見舞われた本市であります。春先の融雪の遅れや低温、日照不足等で厳しい条件の下で農作業がスタートしたものと思われまます。近年の異常気象とも言える極端な気候の偏りや大雨に見舞われながら、本市農業の基幹作物は生育してきたところでございます。現在は、水稻の収穫作業が最盛期を迎え、秋まき小麦の播種作業などと並行しながら繁忙期を迎えているところでございます。

そこで、1点目に、平成25年産の主要農作物の作況についてであります。農家経済はもとより、本市全体の経済状況にも大きく影響することから、主要農作物の作況をどうとらえているのか、お伺いいたします。

2点目は、昨今の異常気象による農業被害についてであります。近年、四季を通じて異常気象により、記録的な大雪や短時間の集中豪雨による農地の冠水など、農作物や農業施設に甚大な被害を及ぼしています。特に、平成8年から始まった道の農業農村パワーアップ事業により、道営による農業基盤整備事業や国営農地再編整備事業、加えて、国営経営体育成事業による農地整備により高水準な暗きょ排水整備が行われ、基盤整備の進捗に伴い、これまでに比較し、田畑からの排水時間は大幅に早まり、排水路の流量、流速は著しく増加しております。加えて、昨今の集中豪

雨やゲリラ豪雨とも言われる雨の降り方の変化と相まって、現在の排水施設では処理し切れない状況が各地で見受けられ、農用地の冠水被害も年々増加傾向であり、農家経済に及ぼす影響が心配なことから、私は、平成25年第1回定例会においても質問をいたしました。その質問の中で、昨年までの状況は把握したところであります。

そこで1つに、本年度の状況について、春先の融雪時期や夏以降の大雨による冠水被害は出ているのか、また、集水路や基幹排水路のしゅんせつ等の対応は行っているのか伺います。

2つに、農業用排水路の機能診断についてであります。先ほども述べましたように、基盤整備の進捗や道路側溝や中小河川の整備により、本市西側に位置する農村部に集中する配水量は昔と比べ著しく変化してきています。排水の設計基準が現状に合っていないのではないかと考えますが、機能診断の結果はどうなっているのか、また、今後予想される災害や、これまでの排水路からの逸水や冠水被害の状況を踏まえ、災害を未然に防ぐ整備は重要と考えます。住民の生命と財産を守るという観点からも、国や道へ整備を求められないのか、お伺いいたします。

3点目に、ITなど先進技術を導入した農業の推進についてであります。農業者の高齢化、後継者不足の中、本市の基幹産業である農業を将来にわたって支えていく担い手の育成は急務であります。基盤整備の進捗に伴い、ほ場が大区画化されていくにつれ、ITなどの先進技術の導入が進んでくるものと考えます。大規模経営を行う上でもGPS衛星

利用位置システムを活用した効率のよい作業、無人操舵による農業機械の活用など、先進技術の導入が不可欠であります。

特に現在、ほ場均平作業にはレーザー光を利用した均平作業機が使用されており、市内には、既に数 10 台の機械が稼働していると聞いています。加えて、基盤整備事業に伴う土木関係の重機においても同じレーザー光を使用していることから、レーザー波同士が干渉して誤作動を起こすなど、作業には苦慮しているのが現状であります。

そうした中、本年度、管内の自治体において G P S を活用したほ場の均平作業の効率化などの試験を開始し、必要な装置を生産者組織に貸し出すなどして、実証試験、費用対効果の検証を進めていると聞いているところであります。

こうしたことから、本市においても今後、さまざまところで G P S などの先進的な技術の活用、導入に向けての課題などについて調査研究を進める動きも出てくるものと考えるところであります。そうした取り組みに対し市はどのようにかかわっていくのか、考え方をお伺いいたします。

大綱の 2 点目は、福祉行政について 2 点お聞きします。1 点目に、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。子宮頸がんは毎年 1 万人が発症し、約 2,700 人の女性の命を奪っているがんとして聞き及んでおります。

厚生労働省は、その撲滅を目指して 2013 年 4 月から予防ワクチンの定期接種化を始めたばかりでありましたが、ワクチン接種後、体の複数部分に慢性的な痛みが生じる重い副作用が相次いで報告されているため、これを受

け、厚生労働省は 6 月 14 日、対象者への積極的な接種呼びかけを中止するよう自治体に勧告したとの報道がありました。国の勧告前と勧告後の本市の接種状況についてどうなっているのか伺います。

次に、平成 25 年第 2 回定例会で同僚議員の一般質問に関して、本市においては厚生労働省への副作用による報告事例はないとの答弁でしたが、それ以降、厚生労働省への副作用に関する報告があったと伺っていますが、事実なのか、あったとすれば、いつ、道や厚生労働省に報告したのか伺うとともに、発症からこれまでの症状、経過等についてお伺いいたします。

次に、健康被害に遭われた方に対して、厚生労働省の救済については、どのようなになっており、保護者から健康被害に対する申し出が提出されているのか、この救済制度は申し出を出せば救済していただける制度となっているのかについて伺います。

2 点目は、高齢者福祉についてであります。全国的にも少子高齢化の波は押し寄せ、高齢化率は 2013 年、平成 25 年に 25.1% で、4 人に 1 人を上回り、2060 年、平成 72 年には 39.9%、即ち 2.5 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれています。本市におきましては、既に 35% に迫る勢いであり、3 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となっているところであります。

しかし、この現実とは現実ととらえ、見方を変えることにより、本市の行政運営に大きな力となり、味方になっていただけるのではないのでしょうか。長年にわたり、様々な経験を持ち、深い知識と教養を蓄えられた方々も大

勢いらっしゃると思います。そんな方々が老人クラブ等の組織の中で、様々な活動を通し、健康で楽しく生きがいを求めながら毎日を送られていることと思います。まさに協働のまちづくりに大きく貢献されていると思うところでもあります。

そこで、老人クラブの問題についてお伺いいたします。その1つに、老人クラブ連合会の状況についてであります。現在、美唄市の中で全市的な組織を持って活動している組織は、老人クラブ連合会のみとなりました。町内会は、全市的に組織はされていますが、連合体としての組織はありません。かつては婦人団体や青年団体などがありましたが、現在では活動しているのは一部にすぎません。そこで、この全市的な組織の活動を協働のまちづくりの観点からも、福祉をはじめとし、様々な行政運営にご協力をいただくことも重要と考えます。

そこで現在、本市の老人クラブ連合会はどのような組織になっているのか、加盟団体数、会員数とその主な活動内容について、お伺いいたします。また、市から単位団体に活動補助金を交付していますが、補助金対象団体数と補助金の総額についてお伺いいたします。

高齢者福祉につきましては、福祉行政と福祉施設の充実はもとより大切と思いますが、老人クラブや町内会など、仲間同士の共助、老人クラブなどを通しての生活や健康に対する意識、知識、さらには実践などによる自助活動も重要と考えます。

その意味からも、連合会と市高齢福祉課との連携は重要と思われますが、必ずしも十分とは言えないように見受けられます。今後の

老人クラブ連合会に対する市の姿勢についてもお伺いいたします。

2つに、貯筋体操など健康づくり事業の取り組み状況についてであります。貯筋体操とは、健康寿命を延ばすために、老後に備えて寝たきりや転倒防止のために筋力をつける、筋力を貯める健康づくり、仲間づくりの体操と認識しているところでありますが、この事業はいつから取り組みが始まり、参加されている団体と参加人数についてお伺いいたしますとともに、この普及、指導体制について、また、その効果をどのようにとらえているか、お伺いいたします。

3つに、生涯学習と連携した高齢者福祉事業の取り組みについてであります。子どもから高齢者まで、様々な世代がかかわり合い、地域の歴史や文化などを語り合い、伝承していくなどの活動は、幅広い世代間での共助や協働の考え方が強まりを見せ、高齢者が健康で楽しく長生きができる、そうした支援になるのではないかと考えるところであります。

高齢者福祉事業の多くは、生涯学習の要素が強く関係するものがあると思われますが、生涯学習事業と高齢者福祉事業の連携の状況について、お伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） おはようございます。

谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、平成25年度主要作物の作況についてであります。先月末に実施しました作況調査において、水稻は、春先の低温、日照不足により出芽が遅れ、ま

た、移植作業も遅れたものの、その後は好天に恵まれたことから活着も良く、生育も順調で登熟、稔実割合とも良いほか、いもち病の発生もわずかであり、3年連続の豊作が期待されると伺っております。

小麦は、春先の低温、日照不足により生育が遅れたほか、6月、7月の干ばつの影響から全体的に粒が細く、各農協とも品質は良いものの、製品量は少ない状況にあると伺っております。

タマネギは、春先の低温で生育が遅れたほか、6月の干ばつの影響により、ほ場ごとで差があり、全体的には小玉傾向であるため、収量は平年より少なくなるものと伺っております。

大豆は、雪解けの遅れから耕起作業、播種作業が遅れたほか、出芽後に土壤水分が不足し、生育は遅れておりましたが、7月が高温で推移したことから生育は回復し、順調に推移しており、収量は平年よりもやや上回るものと伺っております。

なお、降雨が続いていたため、タマネギや水稻の収穫作業が遅れており、品質の低下を危惧しているところでもございます。

次に、農地の冠水被害についてであります。内水排除を目的に排水機場が稼働したのは、大雨及び洪水注意報が発令された8月19日及び9月16日の上美唄排水機場のみで、この両日も含め、農地の冠水被害は確認されておりません。

また、集水路や基幹排水路等の維持管理としましては、しゅんせつ作業及び清掃作業を各1カ所で行っております。

次に、農業用排水路の機能診断につきまし

ては、国営事業により整備された施設の場合、施設機能の適切な延命を図ることを目的に、国が順次、機能診断を実施しており、これまでの報告書では、補修を要する施設が1施設ありますが、排水機能に支障がある施設はないとの診断結果になっております。

しかしながら、昨今の集中豪雨などにより、一時的に排水路の水位が上がり、農地への逸水があるなどの相談をいただいている箇所もあるため、現在、降雨時に水位の状況等を確認しているところであり、こうした調査結果等を基に、国などへ改善を求めてまいりたいと考えております。

次に、I Tなど先進技術を導入した農業の推進についてであります。本市では、農家戸数の減少や高齢化などにより、担い手農家の経営規模が拡大しているほか、国営や道営事業による生産基盤の大区画化が進められております。

大区画ほ場においては、ほ場の均平が重要となるほか、作業機械を効率的に運用して生産コストの削減を図り、農産物の品質向上を図っていくことが重要であります。I T先進技術でG P Sを活用した農業機械は、均平作業においてレーザー波を利用した場合に見られる機械相互の干渉が生じることもなく、また、複数機が同時に稼働できるほか、精度の高い作業が可能であることから、大変注目しているところであります。

空知管内では自動操舵装置付きの作業機械による農地の均平作業実証実験なども行われており、市としましては、関係団体と連携して先進事例の情報収集を進め、これら情報を生産者の皆さんへ提供するとともに調査研究

などの場にも積極的に参加し、情報の共有化や連携の強化などを図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。初めに、本年度の接種状況についてであります。小学校6年生から高校1年生の女子生徒を対象に実施しており、対象者は209人で、1回目を5月に3日間に分けて実施し、接種者は82人、国の勧告後、2回目を7月に同じく3日間に分けて実施し、接種者は29人となっております。

次に、予防接種後の経過についてですが、初日の5月20日に、美唄市保健センターの検診室で子宮頸がん予防ワクチンを38人の方に接種し、そのうち接種者の1名が頭痛と接種した部分の痛みを訴えたため、すぐに診察しましたが、特に理学的な異常は認められなかったことから、30分程度安静にいただき、症状も軽減しましたので帰宅させたところであります。

なお、帰宅後も症状が良くなければ、市立病院を受診するよう勧め、さらに救急外来にも連絡したところでもあります。

しかし、その後も頭痛や体のだるさ、手足に力が入らない、吐き気などの症状が出ることから、5月22日以降、岩見沢、美唄、砂川、札幌の医療機関を受診するも、ワクチンとの因果関係は不明との診断結果でありました。このことから、6月の定例会では、厚生労働省への副反応についての事例はないとの答弁をしたところであります。

また、これまでの症状や経過等については、岩見沢保健所に報告するとともに、厚生労働

省への報告について協議したところであります。その後、6月26日には、保護者及び被接種者と面談を行い、厚生労働省で定めた保護者報告用の「予防接種後に発生した症状に関する報告書」を提出することを確認し、岩見沢保健所に提出したところであります。

また、本市においては、7月19日に厚生労働省で定めた「予防接種後副反応報告書」において、ワクチンとの因果関係については、評価不能で報告したところであります。

しかし、その後においても症状が一向によくないことから、札幌の神経内科と麻酔科を受診され、札幌の病院に7月29日から8月12日まで検査入院をしましたが、診断結果は、ワクチンとの因果関係は不明とのことであったため、今後も引き続き札幌に通院されとの連絡をいただいたところであります。

次に、健康被害に対する救済についてですが、7月25日に、保護者から国の救済制度に基づく予防接種健康被害の申出書が提出され、現在、受診した医療機関から診療録及び検査結果等の写しを取り寄せているところであり、必要な書類が整い次第、本市の予防接種健康被害調査委員会を開催し、疾病の状況等に関する事などについて調査等を行ってまいりたいと考えております。

その後、当調査委員会の結果報告など、必要な書類が北海道を通じて厚生労働省へ進達され、厚生労働省の疾病・障がい認定審査会において認定を行い、その結果が市に通知されることとなっております。

なお、救済については、国の予防接種健康被害救済制度によって補償されておりますが、すべてが補償されるものではなく、補償額の

上限も定められております。

次に、高齢者福祉についてであります。老人クラブ連合会への加盟は、平成 25 年度、45 団体 2,699 人の会員数で、連合会本体として行う各種研修事業や交通安全活動のほか、ふれあい昼食会、施設慰問や歩こう会などの活動を行っているところであります。

また、活動助成につきましては、老人クラブ連合会は 150 万円の運営補助金を、単位老人クラブへは、46 団体へ総額 153 万 2,000 円の運営補助金を交付しております。

なお、平成 24 年度には会員数 30 人未満の団体が 2 団体あり、市からの運営補助金の対象外となっているところであります。

市としましては、老人クラブ連合会の自主活動を尊重しながら、引き続き運営助成を行うとともに、活動に関する後方からの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、貯筋体操についてであります。平成 16 年度に、体操教室を実施した後に最初のグループができ、その後、老人クラブや町内会等を中心に自主グループができ始め、平成 25 年度には 30 グループ 1,028 名の方々が活動しております。

また、普及啓発に向けては、出前講座などでの周知及び交流会を年 1 回実施し、活動していない地域の方々にも体験できる機会を設けております。

効果につきましては、年に 1 回、参加者の握力や歩行速度などを測定し、前回との比較をし個人の変化を確認していただいております。また、全体の効果としては、近年の効果検証は行っておりませんが、平成 21 年度に自主グループ活動に参加している方と参加して

ない方を比較し、医療費と介護給付費を合わせ、月 1 万 2,000 円程度の費用が抑制されているという効果が明らかになっているところであります。

次に、生涯学習と連携した高齢者福祉事業の取り組みについてであります。高齢者を対象とした事業としましては、中央小学校区と東小学校区での世代間交流事業、文化祭、福祉スポーツ大会などの事業や、ふれあいパークゴルフ場の環境整備を行っております。

今後とも、必要に応じ教育委員会と連携をしながら、高齢者がいきいきと生きがいを持って生活できるよう努めてまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） おはようございます。

谷村議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習と高齢者福祉との連携についてであります。現在、教育委員会において取り組んでいる市民カレッジや文化・サークル活動、軽スポーツの講習などには、高齢者の方々に多数参加をいただいております。そのため、高齢者の方々がより参加がしやすいよう、これまでも内容を工夫して実施してまいりました。

また、世代間交流や健康づくり事業などでは、市長部局と連携して取り組んでいるところでございます。

今後とも、高齢者の方々がスポーツやレクリエーション、芸術文化活動やボランティアなど、様々な分野において積極的に取り組まれ、いきいきとした生活を送っていただくとともに、地域づくりにも広げていただくなど、関

係課との連携のもとに、生涯学習事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員 それぞれお答えをいただき、ありがとうございます。

自席から再質問させていただきます。

まず1つに、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。今後の接種に当たり、市の考え方を教えていただきたいのと、あわせて、来年度以降はどのように実施していくのかについても伺いたします。

2つに、老人クラブ連合会についてであります。老人クラブ連合会は、言葉のとおり連合組織でありますから、市内の単位老人クラブの問題点や個々の活動の中での悩みを吸い上げ、その解決に助言や協力をしたり、単位団体で実施不可能な事業を他の団体と共同で実施したり、連合会で取り上げるなど、単位団体との連絡協調が大きな活動であると思います。また、市に対し、単位団体からの要請など十分に精査し市に要望したり、市の施策について、良いものは積極的に単位団体に連絡、ともに効果の上がるように努める役割が必要かと思われるところであります。

そうした面で、ほとんど、老人クラブ連合会では機能していないようにも聞き及んでいる部分がございます。また、老人クラブ連合会加盟の各老人クラブの名簿を各団体に配布し、加盟団体同士の連絡協調を図るという、連合会としての基本的な事務すら行っていないのではないかと思われる部分もございます。

そうした実情を十分調査し、適切な指導、助言が必要と思われます。

次に、単位団体に対する活動助成金の報告書についてであります。書式が面倒で、事務処理経験の少ない役員や事務局関係者は悩みの種であったそうでございます。

ところが本年、福祉の担当者は、昨年の報告書を元に変更した部分のみを訂正するようにして、共通部分や同じところは事前に作成してくれ、署名捺印をするようにし、きめ細かな配慮をいただいたことに多くの老人クラブより感謝されているようであります。担当者の配慮に感謝したいと思います。

ただ、補助金は、会員数30名以上でなければ交付されていません。しかし、10人程度でも仲間意識が強く、お互いを励ましあって活動している団体もあります。会員が減少し、30人以下になってしまい補助金がもらえないため組織を解散するということも出てきているようであります。

組織の育成や福祉向上の観点からも、行政としての配慮や支援の方策はないものでしょうか。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんワクチンの接種についてであります。今後の市の考え方についてであります。子宮頸がん予防ワクチンは国の予防接種法に基づく予防接種であり、国において接種の中止等の措置がなされない限り、継続してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の実施についてありますが、対象者には接種することのリスクや接

種しないことのリスクなどを十分に理解していただいた上で、希望者には実施をしてまいりたいと考えており、保健センターでの集団接種についても関係機関と十分協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

次に、老人クラブ連合会についてであります。活動の大きな柱である健康、友愛、そして奉仕の精神を踏まえて、単位老人クラブから寄せられる要望や生きがいをづくりを目的として、連合会で様々な活動に取り組んでいると認識しており、市といたしましては、単位老人クラブとの連絡調整や意見要請、並びにその集約方法など、実情を十分聞き取り、必要に応じて助言等を行ってまいります。

次に、会員数 30 人未満の単位老人クラブへの助成についてであります。現在、道の老人クラブ活動推進事業実施要綱にある会員規模 30 名以上とする規程に合わせて、市の単位老人クラブへ助成を行っているものであります。単位老人クラブへの加入者数の減少などの課題もあることから、道や他市町村の状況などを調査し、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

4 番、丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員（登壇） 平成 25 年第 3 回市議会定例会に当たり、大綱 3 点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の 1 点目は、労働行政の中の雇用状況についてでございます。このことについては、市長にお伺いをいたします。本市では、本年 4 月に産業振興計画を策定し、この計画では、商工業の振興、企業誘致の促進、中小企業の

経営基盤の強化、雇用の充実を掲げているところでございます。

私は、地域経済の活性化を図っていくためには、地域経済を支える中小企業、そこで働く従業員の雇用環境の充実が重要であると考えているところであります。

安倍政権では、経済の再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政支出を成長戦略の 2 本の矢として掲げ、6 月には、3 本目の矢として民間投資を喚起する成長戦略を打ち出し、様々な施策を試みているところでございます。

この政策の推進に伴い、デフレの脱却の筋道が徐々に現れてきているわけですが、経済の再生に連動し、雇用環境も少しずつ改善されてきている旨の報道もなされているところでございます。

本市において、有効求人倍率はどのような状況になっているのか、道内、空知管内の求人求職の状況を含め、お聞きをいたします。

また、美唄市の事業所で働く労働者の方々の雇用形態及び賃金体系はどのようなになっているのか、これについてもお伺いをいたします。

大綱の 2 点目として、財政運営について、市長にお伺いをいたします。その 1 つ目は、泊原子力発電所の長期停止による電気料金の値上げについてであります。

北海道電力は、原子力発電所の長期停止に伴い、本年 4 月、国に値上げの申請を行いました。その後、国による審査や公聴会等を経て、9 月 1 日から、平均 7.73% の値上げを実施したところであります。

値上げの最大の要因は、泊原発の長期停止に伴うものですが、全国にある原子力発電所

の再稼働については、政府内でも賛否両論があるところがございますが、原発の再稼働についてどのように考えているのか、市長にお伺いをいたします。

その2つ目は、地域経済への影響についてであります。家庭向けの値上げは32年ぶりでございます。標準家庭では、1カ月当たり平均313円の負担が増え、特に、オール電化住宅では2割近い負担増となり、また、企業向け電気料金は平均11%の値上げとなっております。市民生活や企業活動に大きな影響があるものと考えております。

今般の値上げでは、企業向け電気が平均11%の値上げで、特に電気を消費する割合の高い食品スーパーなどの業種については深刻な問題であると考えております。

市として、市内企業への影響についてどう把握しているのか、お伺いをいたします。

その3つ目は、公共施設における影響額と予算措置についてであります。平成25年の予算執行も半ばを迎え、この度、年度途中の値上げでは、公共施設にも大きな影響を与えるのではないかと考えております。

本年度末までに、公共施設における電気料金がどの程度不足するのか、直営施設、指定管理施設、それぞれ施設の分類別に不足分をお聞かせいただければありがたいと思っております。あわせて、不足分の予算措置はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

大綱の3点目は、教育行政について、教育長にお伺いをいたします。全国学力・学習状況調査の結果と今後の取り組み方について中心に、質問をしていきたいと思っております。

去る8月27日、平成25年度の全国学力・

学習状況調査の結果が発表されました。新聞報道では、文部科学省は、小学校の算数・国語などで全都道府県の正答率の全国平均との差が5ポイント以上縮まり、全国として学力は底上げされたと評価していますが、過去の学習テストで常にトップクラスの秋田県が、小学校の国語・算数、中学校の国語のA・B問題の計6科目で1位となっております。福井県が中学・数学のA・Bで1位になると、福井県など上位に固定化している一方、小学校国語Aで静岡県、小学校算数Bで北海道が最下位、沖縄が6教科で最下位を占めるなど、下位についても固定化が指摘されております。北海道は、全国順位では小学校は45位、中学校が36位で、小中ともに順位を上げたものの、道教委が目指す全国平均以上の学力には依然隔たりがあり、下位にとどまっていることから、より効果的な対策が必要であると思われるます。

上位県の取り組みでは、秋田県は、小人数学級に伴うきめ細やかな指導を行っており、福井県は、応用力を問うB問題対策に力を入れ、県市町村教育委員会の指導主事が学校に月1回程度訪問し、読解力や活用力を育成する授業を教員とともに研究するなどの具体的な学力向上対策が成果を上げていると言われていると聞いております。また、小学校で成績が大きく伸びた高知県では、放課後の補習学習や独自の学力テストによる授業改善の実践が実を結んだと見られております。

そこでお伺いしますが、本年度の美唄市の小中学校それぞれの教科ごとの結果は、全国平均、全道平均で比較してどの程度だったのか、また、今後、この結果を分析して学力向

上に向けた取り組みを進めると思いますが、どんな分析を行い、その結果に基づき、どのような方向性のもとで取り組んでいくか、お伺いをいたします。

以上をもちまして、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、労働行政について、道内、空知管内の雇用の状況についてであります。北海道労働局によりますと、7月の道内の有効求人倍率は、求人が大幅に増えたことが要因し、前年同月比 0.17 ポイント増の 0.70 倍になったところであります。有効求人倍率が 0.7 倍台になったのは、平成 4 年 4 月以来、21 年ぶりとなったものの、岩見沢ハローワーク管轄における有効求人倍率は 0.56 倍で、道内と比較すると 0.14 ポイント低い数値となっております。本市における雇用情勢は、依然厳しい状況が続いているところであります。

次に、雇用形態についてであります。本市においては、平成 24 年度の経営・設備動向調査では、非正規雇用が 50%を占め、国と比較すると 10 ポイントほど高い割合となっているところであります。

なお、直近の数値につきましては、本年 10 月に調査を実施することとしているため、現段階では把握してないところであります。あわせて、賃金体系につきましても、この調査において実態把握をしてまいりたいと考えております。

次に、財政運営について、電気料金の値上げについて、初めに、泊原子力発電所の再稼

動についての認識であります。東京電力福島第 1 原発の事故を教訓に、原子力規制委員会から 7 月 8 日、新たな規制基準が示され、それを基に北海道・関西・四国・九州の電力会社 4 社は、5 原発 10 基について再稼働に向けた安全審査を国に申請したところであります。

私としましては、原子力発電に依存しない電力の安定供給が重要であると認識しているところであり、この原子力発電を含めたエネルギー政策については、国が責任を持って行うべきものと考えております。

次に、市内企業への影響についてであります。本年 5 月、北海道が道内企業を対象として実施した「電気料値上げによる影響予測調査」によりますと、経営に影響があると回答した企業は 89%となり、このうち、「大きく影響する」と回答した企業は 23%となったところであります。主な影響につきましては、「電気料金の値上げによりコストが増加しても値上げ分を価格に転嫁できない」との回答が 48%を占め、「給与水準や提供サービスの低下につながる」との回答が 35%あったところであります。

本市におきましては、電気料金の値上げに伴う影響等について、現段階では把握できていない状況でありますので、毎年度、市内企業等を対象として実施する経営・設備動向調査の中で実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設における影響額についてであります。一般家庭と同様の契約の施設等は 9 月 1 日からの引き上げとなりますが、本庁舎など比較的規模の大きい施設については、

毎年度、北電と年間契約を締結しており、この分については、北電との協議により契約期間満了までは旧料金を適用し、契約期間満了後は新料金を適用することとなっております。

9月以降の電気料金値上げによる公共施設等の影響額については、直営施設、指定管理施設の各施設の分類別で申し上げますと、直営施設等はロードヒーティング、街路灯を含む道路関係で約266万円、教育関連施設で約22万円、福祉関連施設で約10万円、その他の施設で約34万円、合計で約332万円と見込んでおります。また、指定管理施設分については、教育関連施設約4万円、福祉関連施設約9万円、その他の施設約58万円の合計71万円で、直営施設等分と指定管理施設分を合わせた影響額の合計は、約403万円と見込んでいるところであります。

また、予算不足額への対応についてであります。また、節電に努めながら、必要に応じ補正予算での対応を考えているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

教育行政について、全国学力学習状況の結果と今後の方向性についてであります。今年度の美唄市の正答率につきましては、小学校では、国語Aは全道とほぼ同様で全国よりやや低く、国語Bは全道とほぼ同様で全国より低い状況であります。算数Aは全道とほぼ同様で全国よりやや低く、算数Bは全道と同様で全国よりやや低いという結果でした。

中学校では、国語Aは全道及び全国とも同様で、国語Bは全道とほぼ同様で全国より

やや低い状況であります。数学Aは全道及び全国ともほぼ同様で、数学Bは全道とほぼ同様で全国よりやや低いという結果でした。

なお、中学校の集計には後日実施とした1校は含まれておりません。

この結果について、各学校では自校の分析を行った上で、今後の改善策を検討するなどして、本年12月以降、学校だより等で保護者や地域の皆さんにお知らせすることとしております。

教育委員会では、市内全体の状況について、学力向上プロジェクトチームの分析を加え、来年1月以降、教育委員会のホームページに掲載する予定としております。

今年度の調査結果について、文部科学省では、点数の低い都道府県の正答率が全国平均に近づいたことから、「底上げができた」としており、道教委でも、「確実に改善傾向にある」としている一方、一部報道では、「中学校に比べて小学校の成績が低迷している」、「応用力を見るB問題に弱い傾向が今回も顕著に出ている」と分析し、「応用問題は読解力や思考力、判断力など総合的な学力が問われるもので、本を読むなど日常的な学習習慣を長期に続ける」ことの必要性を指摘しています。

教育委員会といたしましては、今後、他県での取り組み事例や様々な分析・指摘を参考に、文部科学省や道教委が示す方向性との整合性を図りながら、苦手分野のきめ細かな分析やこれまでの取り組みの検証などにより、本市の実情に合った、授業改善や家庭学習などでのより効果的な取り組みに向けて、十分考察と検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員 市長、教育長、一通りお答えをいただき、ありがとうございました。自席から市長に再質問をさせていただきます。

労働行政でありますけれども、美唄市の雇用環境は大変難しいというか、苦しいというか、雇ってくれる企業が少ないということがありますけれども、これまで、どのような方法で実態を把握し、調査・結果をどのように労働行政に結び付けているのか、お伺いをいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●議長内馬場克康君 丸山議員の質問にお答えいたします。

雇用の実態把握についてであります。市ではこれまで、3年ごとに労働基本調査を実施し、雇用実態について把握してきているところではありますが、今年度に入り、高年齢者雇用安定法や労働者派遣法が改正されるなど、労働環境は大きく変化をしてきております。

市としましては、これらの法律や制度の改正が労働環境にどのような影響をもたらしているのか、的確に把握していくことが重要であると認識していますことから、これまで3年ごと実施している労働基本調査を毎年度実施するよう見直しをし、労働環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） 2013年第3回定例会に当たり、大綱2点について、市長及び教育長に質問いたします。

質問の前に一言申し上げます。

私は、昨日9月17日、福島県から避難しておられる札幌在住の方とお話をいたしました。一番最初にその方が話されたのは、東京オリンピックの誘致と自分たちの生活についてでした。今、その方は札幌の旧雇用促進住宅にお住まいですけれども、来年の3月で家賃補助が打ち切られるとの話です。わずかな家賃補助と東京オリンピックに使われる巨大な国家予算、これを思うと本当に辛いと話されました。私たちに何ができるかとお尋ねしたところ、自分たちのことをかわいそうだというふうには思っていないと、皆さんが、私たちと同じ立場になったらどうするのかということを考えてほしいと言われました。

先ほど、泊原子力発電所に対する市長の認識を伺っている議員がおられましたけれども、私たちも泊から100キロしか離れていない美唄に住んでおります。改めて、原子力行政と私たちの生活のかかわりについて、昨日、深く考えるところがありました。

質問に入ります。

質問の1点目は専修大学北海道短期大学についてです。1点目は、現状についてお伺いいたします。今年3月、1年留年となっていた学生たちが卒業し、学生の姿はキャンパスから消えてしまいました。開学当初、私は美唄にはおりませんでしたけれども、美唄市全体で開学を歓迎し、物心両面で大学を支えてきたと聞いております。大学がなくなることの経済的損失は大きな金額ですが、同時に、これまで大学を支援し、支えてきた有形無形の市民負担を計上するならば、莫大な金額になるだろうと言われております。突然の学生募集停止に、支えてこられた市民の方々の失

望は大きかったものがあります。

地元との合意も諮らず、美唄市挙げての要望にも応じず、学生募集停止から閉校へと進んでいった専修大学北海道短期大学は、今どのようになっているのか、お伺いいたします。

学校を閉じると一言と言っても、手続は簡単ではないはずです。文科省への届け出や法律上はどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目は、施設・跡地の利活用についてです。専修大学北海道短期大学には、美唄市が寄贈した広大な敷地があり、施設の一部は耐震化が必要なものの、現在でも十分に活用できる施設だと聞いております。

美唄市としての考え方について、そしてまた、学校法人専修大学との施設・跡地利用の交渉についてどのようになっているのか、お伺いいたします。

3点目は、学生募集停止から閉学へ至る過程で生じている2つの裁判、8名の教員の解雇無効確認裁判と元学長の解雇無効確認裁判についてであります。この裁判については、つい先日の9月9日、8名の教員の解雇無効確認裁判が札幌地裁にて結審し、判決は12月2日となりました。この裁判は、専修大学北海道短期大学が2010年4月に学生募集を停止し、2013年3月で閉校となり、その際、2012年3月で希望退職に応じなかった教員8名を解雇したことから発生しています。募集停止を行ったときに在籍していた22人の専任教員のうち、15名の教員が専修大学や石巻専修大学など、関連大学への雇用を希望していました。学校法人専修大学は、財務状況から見て配置転換が十分に可能であったにもかかわらず、

配置転換を実施することなく、5人を採用した以外に雇用を確保する努力をしませんでした。本学その他合わせて400人いる教員の中に、専修大学北海道短期大学の8名を採用できない理由がわかりません。8名の教員の方々が築き上げてきた貴重な研究・教育を切り捨てるという状況を生み出したわけです。意見陳述で原告の一人の方は、私たちは収入も身分も失い、教育と研究の双方を中断されている。大学の自由な教育・研究が企業の論理で妨げられてはならないと述べています。裁判後の報告集会で、この裁判の弁護士は、この解雇が法的に認められ、先例にされるようなことがあってはならない。判決が出るまで我々も世論を動かす活動をしていき、勝利したいと語っています。

また、元学長の裁判は、平成22年4月23日に学校法人から文科省に提出されていた専修大学北海道短期大学の学生募集停止報告書を、その年の10月に、初めて元学長が目にはされた。そこには自分の名前があり、大学長の職印が押され、短大教授会の決議が4月22日として記入され、文科省に提出されていた。事実と反するという事で、平成23年2月2日、弁護士を立てて、その旨の通知書を法人側に送ったが、法人側は元学長の主張を認めるはずもなく、現実には逆の結果となり、元学長は諭旨免職とされ、大学を去らざるを得なくなりました。専修大学北海道短期大学の学生募集停止報告書が元学長の目に触れたのは、教員組合の1人が情報開示制度に基づいて文科省から取り寄せたコピーを、「知っているか」と元学長に確認に来たことが発端だと聞いています。この人の行動がなかったなら、

真実が明らかになることはなかったでしょう。元学長は、美唄市内での高校再編の際に重要な助言をしていただいたと聞き及んでおります。8名の教員の方々も元学長も美唄と縁のある方々です。

この2件の裁判について美唄市はどのようにとらえておられるのか、お聞きいたします。

大綱の2点目は、熱中症についてであります。今年の夏、本州方面では連日、熱中症による痛ましい事例が報告されておりました。

本市においての状況はいかがだったのでしょうか。その1つとして、救急搬送や医療機関への受診の報告はどうだったのか、お伺いいたします。

その2点目については、被害者の多くが高齢者と若年者であることから、市内の福祉施設や教育施設などでの予防対策についてはどのようなになっていたのか、お伺いいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、専修大学北海道短期大学について、現状についてであります。6月8日の閉学式をもって45年間の歴史を閉じ、今後、文部科学省に対し、廃止届出の手続をすることになります。その時期は未定であると伺っております。

なお、現在は、専修大学北海道美唄事務所として、教員1名、職員8名により施設の管理を行っているものと伺っております。

次に、施設跡地の利活用についてありますが、市としましては、昨年11月21日に、美唄市、市議会、商工会議所、短大後援会の

連名で、施設の継続活用に関する要望書を提出したところであります。

要望の内容といたしましては、現短大施設を専修大学の北海道キャンパス、分校舎として活用すること。あわせて、付属施設等として、自然科学系の教育研究を進める常設の研究施設及びセミナーハウス機能を備えた場として活用すること。また、体育館・グラウンド等のスポーツ施設及び相馬記念館については、合宿機能を備えたスポーツ交流施設として活用するなど、学校法人全体での活用を要望しているところであります。

次に、大学との交渉につきましては、学内において「専修大学北海道短期大学閉鎖業務プロジェクト」を立ち上げ、閉鎖に向けた諸手続き、財産の処理や維持管理等、閉鎖に関わる施策等を検討しており、市からの要望書についても、早急に検討に入ると伺っておりますので、今後、大学との協議の場において、意見交換を行う予定であります。

次に、現在係争中であります裁判についてであります。市としましては、学校法人内部の問題について司法が判断することであるので、市としての考え方をお示しするものではないと考えております。

次に、熱中症について、熱中症による受診状況と予防対策についてであります。気温が上昇する7月及び8月の2カ月間における市立病院での受診者数は、7月が7名、8月が12名の合計19名で、診療科別の内訳は、内科12名、小児科7名となっております。

なお、19名のうち、救急車による搬送件数は7名で、すべて内科となっております。

次に、市内の各施設における予防対策とい

たしましては、現在まで熱中症の発生はございませんが、恵風園・恵祥園においては、血圧や体温などのメディカルチェックを定期的実施しているほか、定時の水分補給を行うなど、入所者に対する熱中症対策、体調管理に万全を期すよう努めているところでございます。

また、市内の介護事業所につきましては、厚生労働省から熱中症予防についての周知文が道から直接送付されており、これに基づいて適切に対応されていると認識しております。

次に保育所についてであります。主な対策としましては、小まめな水分補給や戸外での帽子の着用、外出の際の時間帯や時間配分など適宜配慮を行っており、保育室内におきましても、衣服での調節や風通し、換気等に注意をし、室内での熱中症の未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 吉岡議員のご質問にお答えいたします。

熱中症について、教育施設での予防対策等についてであります。幼稚園につきましては、熱中症予防のため、園児に対しては、小まめな水分補給に心がけているほか、外遊びの際には、帽子の着用を徹底するとともに、園外行事には水筒を持参するよう保護者の方々に協力を呼びかけたり、また、夏休みについては8月の「えんだより」を通じて、水分補給と適度な休息をとるなど、熱中症予防に関してお知らせをしたところでございます。

小中学校につきましては、本年6月19日付けで、道教委を通じ、文部科学省スポーツ・

青少年局から、「熱中症事故等の防止について」の通知がありました。

この中で、学校管理下における熱中症事故はほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行う等の適切な措置を講ずれば十分に防ぐことは可能であることから、「学校体育活動中における事故防止の手引」の熱中症の防止に係るページ等を参考にして、事故防止に万全を期すよう指導がありました。

また、7月22日、8月22日付けで同様の通知があり、所管する学校に国の事務連絡「熱中症事故等の防止について」を必ず添付し、指導するよう通知がありました。

教育委員会といたしましては、これらの文書を各学校へ通知し、熱中症予防のための対策と熱中症になった場合の適切な応急手当について通知したところでございます。各学校においては、これらの通知を受けて、児童生徒に対し、小まめな水分補給、帽子などの着用を指導しているほか、職員の朝会議等では、天候の確認や教室等の換気などを実施しているところでございます。

また、保護者の皆さんには、熱中症について、「保健だより」などを通じて注意喚起をしております。

放課後児童施設につきましては、保護者に対し、お便り等で帽子・タオル・着替えなどの持ち物や服装について呼びかけを行っているほか、施設には麦茶等の飲み物を常備して、熱中症の予防に努めております。

次に、学校での熱中症被害についてであり

ますが、授業中や体育祭で、高温により体調を崩した児童生徒がいましたが、いずれも軽症で、保健室において静養した後、帰宅しております。

なお、現在のところ熱痙攣、熱疲労などの熱中症の症状により病院に搬送されるなどの事例は発生しておりませんが、今後とも、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底し、熱中症予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 自席から、再質問させていただきます。

専修大学北海道短期大学の現状についてですけれども、一番疑問に思うのは、文科省への届けがなぜ、まだ出されていないのかという、その理由です。

学生募集停止、閉校と着々と進めてきた手順を、今、学生が卒業して、3月に卒業しているんですから、もう半年も経っている訳ですけれども、まだ、手続き出してないと、その上で、廃止申請をどのようなタイミングで学校法人側が提出しようとしているか、この点について早急に、市長の責任として、学校法人専修大学に確認すべきではないでしょうか。

今までのやり方だとすると、「文科省への申請が通りましたから、即美唄から撤退します」なんてことになると、目も当てられないことになります。

私は、施設跡地の利用がきちんと決まるまでは、学校法人専修大学の責任で施設の管理をするべきだと考えております。その点、市長が、学校法人専修大学としっかりと確約を

とっておくべきだと考えますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

それと、専修大学北海道短期大学と同時期に閉校予定の私立大学にあっては、閉校の2年前から1年前には、地元自治体との合意を形成していたことが関係者の方からいただいた資料にありました。

例えば、三重県名張市の学校法人皇學館というところですが、ここは、閉鎖の2年前にはもう、覚書を交わしているということになっています。また、愛知県の新城市ですか、学校法人尾張学園、ここでも閉校の1年前までには、契約書を自治体と結んでいるというふうになっています。

学生の学業が優先されることは当たり前なんですけれども、施設跡地利用や教員の雇用の確保、これらについて、専修大学北海道短期大学においては、学生募集停止だけが先走っていて、地元の合意はもとより、跡地利用や教員の雇用の確保など、議論のないままに進められていたのではないかと考えております。

他の大学の閉校の際の手順に比べると、学校法人専修大学は、誠実さという点で欠けると思うのですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、施設の跡地利用に関してですけれども、今ほど、4者での要望とありましたけれども、そのほかに、昨年10月に元学長さんたちなどの短大関係者で、新大学の構想が提案されていると聞き及んでおります。

短大の教育施設を高等教育施設として利用する。校舎面積、校地面積、図書館、実験室、機械器具、現状のままで大学設置基準を充足

できるということで、課題は1号館の耐震化であると、伝統や施設、地域の特性を生かし、専門を生命科学・農業機械・環境土木として、アジアからの留学生を受け入れると、4年制大学として公立大学とするということで、学生数を600人とした場合、また、300人とした場合の財務資産も示しておられたということですけれども、その新大学の構想について、どのような扱いになっているのか、お伺いいたします。

それと、2つの裁判についてですけれども、司法の判断に関してコメントはできないとのことでしたけれども、こと、元学長の学長印押印に関しては、これが真実ならば、大変な事態というべきではないでしょうか。

学生に学問を教えるはずの学府で、真実をゆがめるようなことがあってはならないことです。まして、今回問われているのは、美唄市から専修大学北海道短期大学が撤退するという事態の発端となった学生募集停止の通知に関してのことですから、市として、正確な情報把握が必要だと思いますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、専修大学についてありますが、大学としては、これまで在学していた学生の卒業を第一に行っており、その他、整理しなければならない課題もあることから、文科省への届け出が進んでなかったと伺っております。

また、学校法人専修大学の文科省への届け出に関しては、市に報告いただくよう、大学

にお願いしているところでございます。

短大の施設の管理につきましては、引き続き、専修大学北海道美唄事務所を通じて、学校法人専修大学に対し、適切な施設の管理を申し上げるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

学校法人側の対応についてであります。これまで学校法人専修大学には、平成23年1月14日の意見交換会の場で、閉校後も施設を活用するよう強く要望し、同年9月30日に私が表敬訪問した際には、短大施設の活用策は双方協議しながら進めていくことを確認したところであります。

また、学内において専修大学北海道短期大学閉鎖業務プロジェクトを立ち上げ、市からの要望書についても早急に検討に入ると伺っており、このように、学校法人専修大学側の対応は、市の要請に関して適時対応しているものと受けとめているところであります。

次に、新大学の提案に対する対応についてであります。現在、大学の跡地利用に関して、4者で大学側に対して施設の継続活用を要望していること、新大学については、少子化の状況、大学の運営主体、経営基盤、さらには本市の厳しい財政状況など、さまざまな課題があること、また、現在、財政健全化計画に取り組む中で、第6期美唄市総合計画を着実に推進していくためには、必要な事業の選択と集中が求められていることから、市立大学の設置は極めて困難であるとの関係者に対し説明したところでございます。

次に、裁判についての考え方ですが、学内での問題であり、市としての考え方を示すものではないと考えているところございま

す。

いずれにいたしましても、必要な情報の収集をしながら、今後の大学との協議の場において、短大施設の継続活用を強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 新大学構想についてですけれども、課題は多いけれども、短大関係者の方々からの提案の中には、少子化の中でも全国各地で公立大学として定員を確保している例が示されていたのではないのでしょうか。厳しい経済状況だからこそ、地方の魅力ある、そしてまた、学費の安い大学が選択肢の中に入っていることになっているのではないのでしょうか。ここ空知には、岩見沢には4年制大学がありますけれども、公立そしてまた芸術系ですから、ちょっと、この新大学構想とは趣が異なっていると思います。また、各地に大学もありますけれども、短大ということになっております。

関係者の方々のお話を伺うと、「美唄単独で無理であるならば」ということで、空知振興局とも、この点について懇談していたということになっております。

美唄市のどこの判断で困難と結論づけたのか、それは、本当に妥当なものだとお考えでしょうか。

4者協議に固執することなく、美唄市にとって、施設跡地利用において一番有効な形態を、市民議論を巻き起こしながら、これからやっていくべきではないのでしょうか。その上で結論を得られるならば、市民の納得も得られるはずでしょう。

せっかく関係者の皆さんが練り上げてくださった新大学構想ですから、広く市民の議論の中に、議論の場に持っていくべきではないかというふうに思っております。

また、裁判闘争ですけれども、情報把握にお努めになるということですが、全国的に有名になった冤罪事件で、足利事件の菅谷さん、また、布川事件の桜井さんや杉山さん、こういった方たちを応援して、冤罪から救ってきました国民救援会という団体があります。国民救援会の南空知支部では、今回のこの2つの裁判について支援をするということで、真相を聞く会を10月に予定しております。

美唄市としても、やはり今、市長が言われましたけれども、積極的に情報取得をお願いしたいところです。

新大学構想についてお伺いします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

新大学構想についてでございますけれども、美唄市といたしましては、まずは4者からの要望している結果を踏まえることが最も重要であるというふうに考えていますので、現段階では、新大学構想の検討はしていないところでございます。

今後におきましても、これらのことを踏まえて、可能性がある限り、これらの状況については情報収集しながら、今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

1番、倉本賢議員。

● 1 番倉本賢議員（登壇） 平成 25 年第 3 回定例会に当たりまして、大綱 4 点について、市長にお伺いをいたします。

新聞報道などでは、日本の景気は若干の持ち直しと回復が見られているとのことでございます。しかし、市長もことあるごとに、美唄市における景気回復の実感は弱く、市の財政状況も依然厳しいとの認識を示されているものと感じているところでございます。

さらに、市民生活におきましては、電気料をはじめ輸入原材料による食品の値上げなど、雇用や賃上げ環境が好転しない中で、負担だけが確実に増加し、生活保護費の削減についても、生活保護基準により扱われている就学支援など、多くの市民生活支援の制度や施策にも確実に影響してくることではないかと考えるところであります。

加えて、消費税の増税が安倍総理の判断が確定的となり、間もなく正式に表明されようとしています。この増税のよりどころとされた社会保障の改革が議論されないまま、悪あがき財政の財源の補てんに充当されようとしております。中長期的な国の財政健全化を今後の驚異的な景気回復に求めていくという大変に危うい、絵に描いた餅とも言うべき、希望的見通しに立ったものではないかと大変危惧するところでございます。

一方、人類が経験のしたことがない福島第 1 原発事故の終息が全く予想できず、いわゆる高濃度の放射性物質を含んだ冷却水をはじめ、破損した燃料棒や周辺がれきなどの放射性廃棄物の処分すら、今後の研究にゆだねられているという厳しい現実があります。

加えて、東京での 2 回目のオリンピックの

開催が決まり、国を挙げての歓迎と成功が求められておりますけれども、このことで地方が切り捨てられ、格差がますます進む心配も大いにするところでございます。

このような情勢の中、国や道との連携を基本としながら、市民生活の実態と声を十分に把握して、地方分権を基本とした地方自治に対する意識を市民の皆さんとともに共有し、継続して安全で安心な暮らしが出来るまちづくりが求められているものと強く感じるところでございます。

さて、質問の大綱第 1 は、行政の執行体制についてであります。その 1 として、市の職員定数についてであります。本年 4 月には、一部部制の変更と人事異動が行われ、限られた職員の数での効率的な業務の遂行を図るとされ、職員の負担は増加しているものの、それぞれの現場では、職員それぞれ、最大の取り組みをされている。このことに対して敬意を表するところでございます。

しかし、これまでも人件費削減を図るため、給与の独自削減をはじめ、欠員補充すら十分に行われていない中で、なかなか元気の出せる職場環境にはないものと考えているところでございます。

そこで、これまでも職員定数についての考え方をお聞きしてまいりましたが、改めて、条例定数と実人員の実態をお聞かせいただき、定数管理及び職員配置の基本的考え方について、組織機構のあり方を含めてお答えいただきたいと思います。

その 2 として、新規職員採用についてであります。平成 26 年度における職員採用については、既に、8 月 27 日に募集受付が締め切ら

れているところでありますが、試験案内には、事務職及び技術職は上級・中級・初級の中で各2名程度、社会福祉士、言語聴覚士、土地改良換地士で各1名、身体に障がいのある方で、事務職として若干名の採用予定であると公開されております。

平成21年度以降の採用実績も市のホームページに公開されておりますが、先ず、この5年間の定年退職者数及び早期退職者数の総数との比較をお聞かせをいただきたいと思えます。

また、平成25年度の職員募集から、事務職における身体に障がいのある方の募集が行われており、平成25年度は採用には至っていないところでございますけれども、本年度も同じように募集がされていますが、この募集枠を新設されたことについてどのようなお考えがあるのか、お聞かせをください。

その3として、定年退職者にかかる再任用及び再雇用についてであります。昨年の私の一般質問で、市長は、職員の定年年齢以降における無年金期間が生じないようにすると明確にお答えをされましたけれども、いよいよ明年度から無年金期間の対象となる職員が出ることとなりますが、どのような対応をこれまでされておられるのか、具体的にお聞かせください。

大綱の第2は、北海道中央労災病院せき損センターについてであります。これまでも地域医療体制において重要な役割を持つ病院として、市民の健康を守ってきている病院であります。岩見沢市にある本院の北海道中央労災病院が平成30年度に全面的に改築されるのに伴い、分院としてのせき損センターが

どのような位置づけとなるのか、また、現状として、病院施設も決して新しくはなく、早晩、改築の必要性もあるものと考えておりますけれども、多くの美唄市民の皆さんが不安な気持ちを持ちながら注視しているところではないでしょうか。

当然、現在策定中の美唄市の地域医療アクションプランにも大きく影響してくる労災病院の存在であり、市議会においても特別委員会の設置がされ、具体的な議論が行われますが、やはり労災病院の存在は大きな要素となるわけであり、しっかりとした情報の収集や市の関連部門との調整が求められるものであり、事務レベルにおける信頼関係の構築と、時には、トップレベルのしっかりとしたパイプを確保していくことが大切ではないでしょうか。

このことが、市民の皆さんの安心につながるものとなり、そこで、決して施設のにも新しくなく、一部老朽化も見られる美唄のせき損センターの今後について、本院の改築に伴い、その位置づけについて、どのような議論・検討がされているのかの経過などについて、情報があるのであればお聞かせをいただきたいと思います。

また、実態として、独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院との信頼関係を持った美唄市の窓口をどのように構築され、また、市民の皆さんの声を労災病院に対して伝える体制を確立されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

大綱の第3は、環境行政についてであります。美唄市におけるごみ処理の計画については、リサイクルや電化製品の分別回収など、

減量化に向けた様々な取り組みが進められ、既に、可燃ごみの岩見沢市との広域処理の方向性が確立され、一方、生ごみについては、堆肥化で処理するため処理施設の計画が進んでいるところでございますが、市民意識の方向性については、このことについて醸成されつつあるものの、生ごみの分別に対する大きな負担と不安が生じているのではないかと考えるところであります。

これまで、ごく限られた範囲での試験的な分別点検が行われたようですが、多くの市民は、生ごみの分別に対する具体的な実感を持ち切れていないのではないのでしょうか。現状の分別に対する市民意識は、可燃ごみも不燃ごみも同じ最終埋立地で処分されるのだから、多少の混入に対しての徹底した分別意識には、若干の弱さを感じるところでございます。

昨年の議会報告会、市内で開催いたしました、参加者の中から「同じところに埋め立てをするのだから分別は意味がない」との声もじかに聞いております。また、高齢化が進む世帯など一部では、分別に対する負担が大きくなり、地域における相互の助け合いなどで徹底が図られている現状もあるのではないのでしょうか。

やはり、徹底した分別意識の醸成については、簡便、急にできるものではなく、十分な周知と市民理解がなければ、生ごみの堆肥化における重金属の混入などの障害が発生するおそれがあるのではないかと考えるところであります。

そこで、具体的に生ごみの分別に係る見直しと周知及び先行実施を本格処理実施前に適切な準備期間を持って行うことについての考

えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、生ごみの堆肥化における再生エネルギーの活用についてであります。生ごみの堆肥化は、生ごみは最終的には地元の農業堆肥として有機的な農業生産に活用されることになり、非常に地球に優しい、効果的な処理処分であると考えます。

そこで、堆肥化の処理プラントにおいて発生する熱カロリーについてであります。私は、継続して一定の安定した熱カロリーを維持できるのではないかと考えるところであり、先進事例として、堆肥化後に堆肥自体を固形燃料として、再生、再活用する際の乾燥熱源に活用しているとの新聞報道にも接しておりますが、堆肥化処理過程で発生する 60 度から 70 度の熱について、どのような処理や処分がされるのか、また、この熱を活用した事例など、これまで、市として収集している情報などあればお聞かせをいただくとともに、美唄市において計画される生ごみ堆肥化施設における活用について検討もしくは研究していく考えはないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

大綱の第 4 は、防災行政についてであります。近年、これまで経験したことのない異常気象とも言える現象が、日本のみならず世界各地で発生し、日本でも、海水温の上昇や局地的な大雨や竜巻発生による大きな被害が発生しています。市民生活の安全を脅かしているのではないかと大変心配をしているところでございますが、天災と言ってしまえばそれまでですけれども、現在の気象予報の精度は著しく高まり、市民の防災意識の高揚とともに自治体としての市民の生命と財産を安全に

守るためにも、この気象予報の有効な活用体制を確立することが求められているものと考えるところでございます。

そこで、本年8月30日から導入された気象警報における「特別警報」についてであります。具体的に、その内容についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

特に、地方自治体の役割と責任や避難場所等の情報を速やかに住民が入手することができる体制を、どのように日ごろから確立しているのか、その実態もお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、河川の管理についてであります。市内には多くの中小河川があり、それぞれ国や北海道そして美唄市の管理により、また、地域の住民の皆さんの日常的な監視や、地域を挙げた清掃協力などで、維持管理が行われているものと考えるところであります。

これらの河川は、やはり大雨や雪解けのときの氾濫に対して、大変重要なものであると思ひますけれども、近年は、雨水に対する計画的な対策が進み、通常では大きな心配の無い対策がとられているものと考えております。

しかし、極めてこれは限定的なことになりますけれども、私は、市内の2つの河川について、現状に対するご認識や、これまでと、そして今後の対応について、お考えをお聞きいたします。

まず、北海道管理の銀座街から市役所西側を流れる新川と、普通河川として美唄市が管理する十号川、市立美唄病院の北側を流れる十号川でございますけれども、この2つの河川について、日常的な水流と言うんでしょうか通常の水量は極めて少なく、雨が降らな

い時期はよどみ状態も発生しており、一部悪臭の発生も見られ、川底も整備当初から見るとかなり上昇した現状にあるのではないでしようか。加えて、植物も繁茂し、決して適切な河川管理と言えるかどうか、疑問を呈するところでございます。

先ほど申し上げましたが、これまで経験をしたことのない異常な気象で、局地的な大雨が北海道でも発生し、住宅被害が報道されておりますけれども、一時的とは言え、一旦住宅が浸水被害を受けると住民には大きな負担となり、市民の安全・安心に責任を持つ美唄市としての計画的なしゅんせつや護岸の管理を、道管理の河川についてはしっかり要望していき、早期にその整備を実施することについて進めていく、このことが必要ではないかと思ひます。

また、美唄市の管理の普通河川についても、計画的な適切な管理を、地域の皆さんの声をお聞きしながら取り組むことが大切ではないでしようか。

老朽化した橋や護岸の改修も大変重要な必要なことでございます。しかし、河川の基本的な機能である雨水がスムーズに流れることについても、最も重要なことじゃないかと思ひます。

そこで、河川の整備や管理などについての基本的な考え方もお聞きをいたしたいと思ひます。

以上、この場からの質問といたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政の執行体制について、市の職

員定数についてであります。職員定数条例に規定する定数は、自治体の人口や財政規模、実際の職員配置や施設の配置基準等を考慮して、職員数の上限を定めております。

本年4月1日現在では、条例定数528人に対して、職員数は派遣を受けている職員を除き405人で、定数を123人で下回っております。

定数管理、職員配置の考え方としましては、多様化する事務及び重点施策や課題に対応し、施策を総合的かつ機能的に展開できる組織体制を構築し、職員数について人口規模や財政規模に見合ったものとなるよう適正化を図りながら、必要な職員配置に努めなければならないものと考えております。

このため、定員適正化計画を策定し、定員管理の一層の適正化を推進するとともに、各部署の職員配置については、毎年度、各課を対象にヒアリングを実施するなど適正配置に努めているところであります。

次に、新規職員採用についてであります。過去5年間の退職者数と採用者数の比較につきましては、全職種について、平成20年度中の退職者数は、定年退職者7名、早期退職者数20人の計27人に対し、翌年度4月1日までの1年間の採用者数は16人。同様に、平成21年度中の退職者数は、定年退職者7人、早期退職者19人の計26人に対し、採用者数は14人。平成22年度中の退職者数は、定年退職者10人、早期退職者18人の計28人に対し、採用者数は14人。平成23年度中の退職者数は、定年退職者8人、早期退職者8人の計16人に対し、採用者数は15人。平成24年度中の退職者数は、定年退職者11人、早期退職者

13人の計24人に対し、採用者数は14人となっております。

次に、身体に障がいがある方の募集についてであります。障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主に対する法定雇用率確保が義務づけられていることから、本市においても、障がい者雇用を推進するため計画的に採用していくこととし、昨年度から別途採用枠を設けたところであります。

なお、従前から健常者と障がい者を区別することなく、受験資格を満たしていれば一般の試験が受験可能であり、現在も本人の希望により一般の試験区分を受験することができることとしております。

次に、定年退職者にかかる再任用についてであります。地方公務員の再任用に関しては、国が地方公務員法の改正を見送り、本年3月に総務副大臣から雇用と年金の接続について、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう地方自治体に要請があったところであります。

このことを受け、本市では、再任用の条例を改正することなく制度を運用することを考えており、来年4月の実施に向け、準備を進めているところであります。

内容については、国の取り扱いを参考に、再任用を希望する職員を対象として、年金受給までの無収入期間について実施しようとするもので、再任用に当たっては、職員の定数管理、新規採用への影響や、公務で培った知識・経験を公務の場で活用できるようなポストや業務内容等について、対象者への再度の意向調査や各課への職員配置等のヒアリング

結果を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道中央労災病院せき損センターについて、せき損センターの今後についてありますが、これまで、せき損センターの前院長とは、私が委員長を務めました地域医療体制の在り方検討委員会において、今後の地域医療体制のあり方などについて議論を重ねたほか、昨年4月に就任された現院長とは、基幹的病院や救急医療の窓口指定などについて協議してまいりました。事務レベルにおいても情報交換を行うなど、信頼関係の構築に努めてきたところであります。

また、北海道中央労災病院の改築につきましては、あくまで本院について検討が進められているものと把握しているところであります。せき損センターの改築計画については、昨年11月に現在の院長にお聞きしたところ、予定されていないと伺ったところであり、それ以降の状況については承知していないところであります。

市といたしましては、今後とも市立病院事務局並びに保健福祉部地域医療担当を主な窓口としながら、さらに連携を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の地域医療体制において、せき損センターは、機能分担・連携を進める上で重要な医療機関の1つであると考えており、昨年行った連携の協議においても、せき損センターからは「可能な範囲で協力する」との見解が示されておりますので、今後とも、連携の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、生ごみ堆肥化に

向けた分別意識の醸成についてであります。安全・安心な堆肥をつくるには、生ごみ収集における不適物の混入防止が不可欠であり、そのためにも、市民の皆様の分別協力が大切であると考えております。

なお、生ごみの堆肥化は、その工法により、生ごみとして収集できるものが異なることも考えられることから、現在進めております基本設計において、堆肥化できる生ごみの範囲を定め、平成26年度に新たに生ごみの分別、出し方などの分別辞典を作成するとともに、市内各地域において説明会を開催するほか、広報紙メロディーやホームページなどを活用するなど、広く市民への周知、理解を図る取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者の方など、新たな分別方法等がわからない方に対しましては、サンアール推進委員会の皆様のご協力をいただくとともに、市の清掃指導員の個別指導などにより対応してまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化における再生エネルギーの活用についてであります。先進事例といたしまして、牛糞からできた堆肥を乾燥させ、ペレット化しボイラー燃料として再利用している事例があることは承知してるところですが、生ごみの堆肥化を行う処理過程の中で有機物が発酵する際、約60度以上の高温を維持して発酵する一次発酵の工程がございます。

この熱エネルギーについては、生ごみそのものの発酵促進や病原性微生物の死滅、さらには、雑草の種子等の不活性化に伴うエネルギーにも使われることとなりますことから、

良質の堆肥をつくるためにも、堆肥化施設において発生した熱エネルギーを再利用することは難しいものと考えております。

なお、生成された堆肥の余熱からの排気を回収し、熱交換機で温水に変換したものを畜舎内の使用温水として再利用されているという事例も承知しておりますが、本市が予定している施設には温水を利用することがないことから、余熱の温水利用の導入は難しいものと考えているところでございます。

しかしながら、再生エネルギーの活用については、先進事例もあることから、今後も情報収集に努め、将来に向けた活用方法などについて調査研究してまいりたいと考えております。

次に、消防行政について、特別警報の内容と地方自治体の役割と責任についてであります。気象庁においてはこれまで、大雨や暴風、暴風雪、大雪、地震、火山現象などにより重大な災害が起こるおそれがある時に警報を発表しておりますが、これに加え、平成 25 年 8 月 30 日からは、この警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるものであります。

特別警報が対象とする現象は、東日本大震災の地震や津波、今回のような台風第 18 号などの豪雨等が該当になり、特別警報が発令した地域は非常に危険な状況にあり、住民に危険を伝達する義務があります。

このことから、大雨や洪水、大雪等の警報や警戒情報等の各種情報を踏まえ、早期に避難準備情報を発令するとともに、時期を失す

ることなく、避難勧告及び避難指示を発令するなど、広報車、テレビやラジオの報道機関、自治会、自主防災組織、防災関係機関や、本年 9 月から運用を開始しております各携帯電話会社のご協力により提供する緊急速報メールなどを通じ、住民に確実に伝えてまいりたいと考えております。

また、特別警報については、現在見直し中の美唄市地域防災計画において追記し明確化するとともに、避難場所等の情報につきましても、市のホームページや広報紙メロディー、防災ガイドマップなどに掲載し、日ごろからの備えについて周知してまいりたいと考えております。

また、共助を基本とした自主防災組織の活動は、災害時において被害を軽減させるのに極めて重要なものと考えており、市といたしましては、防災資機材の貸与・更新、防災訓練などの支援、防災の出前講座や消防署と連携した講習会などを通じ、住民の皆さんとの連携をとりながら、安全・安心な暮らしが図られるよう、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大雨災害に対する適切な河川管理についてであります。初めに、河川管理に対する認識といたしましては、近年、局地的かつ短時間の大雨が頻発し、道路冠水や宅地の浸水が増加しており、人命や財産が脅かされる場合も想定されることから、早急に河川を整備することが必要と考えているところであります。

次に、北海道が管理している新川についてであります。奔美唄川の合流点から市道新川通りまでは整備を終えておりますが、市街

地については未整備となっております。

このため、北海道においては、本市と連携を図り、現地の状況を確認しながら部分的な護岸補修や土砂のしゅんせつ、草刈りなどの維持管理を行ってきているところであります。

また、整備計画につきましては、現在、河道計画の調査検証を行っており、平成26年度から国との河川協議を進め、奔美川川の整備状況に合わせて実施すると伺っております。

今後におきましても、地域住民の安全・安心な生活を守るため、河川整備の早期着手に向け、これまで以上に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、美唄市が管理している十号川についてであります。十号川の南側にある市道に、雨水幹線の整備を行ったことから、周辺地域においては被害を受けることもなくなってきたところではありますが、治水と河川環境を保全していくため、部分的な護岸補修、土砂のしゅんせつ、草刈りなどの維持管理を行ってきているところであります。

今後におきましても、現地の状況を確認し、地域要望も踏まえ、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 倉本議員の再質問は午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉本議員の再質問から入ります。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 この場から、再質問をさせていただきます。

先ず、職員定数についてでございますけれども、これまで、条例定数がいわゆる総枠の上限定数として使われており、現実的な業務量などの積み上げによる定数の規定にはなっていないものと感じるものでございます。

このことは、行政の事務事業の多様化や制度・施策による変化に柔軟に対応できるものとして運用されてきているものとも考えますけれども、また、業務の効率化や効果的な執行に対応するものとして、グループ制の導入など、事務改善の取り組みが行われてきた経過についても承知しているところであります。

しかし、実態として、グループ制の導入が円滑な運用となっているかどうか、一部、課題も生じているのではないのでしょうか。

私も、市の事務に対して窓口で照会をした際、担当者が不在であるとの対応にも実際経験しておりまして、本来のグループ制の機能が十分に発揮されていないように実感しているところでございます。率直に申し上げまして、グループ制の導入は、一定の自己点検と定数配置等の見直し等を行う必要があるのではないのでしょうか。そう感じております。

やはり、条例定数の内容がしっかりと業務量の把握に基づいたものとして位置づけられ、よほどの緊急性が求められる場合を除いて、しっかりと積み上げ議論を前提とした条例改正による各職場の業務に合わせた規定とすることを原則として、せめて所属単位の定数として、市民の皆さんに対する説明責任を

明確に行うべきであると考えております。

また、職場及び職員にとっても、計画的な所属の運営や業務の遂行、スムーズな業務執行に大きく効果が生じるものと感じております。そして、このことが元気のある市役所づくりに影響するのではないのでしょうか。

そこで、現状として、条例定数と実定数職員数に大きな乖離が継続して発生しておるわけでありまして、定数条例の見直しを行うことについて、市長は現段階でどのようにお考えをお持ちかお聞かせをください。

次に、障がいのある方の採用枠についてありますが、昨年は、実際に応募者が少なく、競争試験とならなかったようですけれども、そこで、法が施行されたから枠を設けたということは、従来の職員募集において、障がいのある方が応募し受験する際の条件として、すでに門前払いとなっていると言ってもいいような実態にあったのではないのでしょうか。

障がい者の雇用については、法の施行前から自治体や事業者には求められていることであり、また、障がいのある方の募集については、一般事務職として採用されることになるわけであり、本来であれば、一般職募集に当たり、応募条件について障がいがあることも含めて一括募集し、優秀で意欲のある方を採用していくことがバリアフリー理念の基本になるのではないのでしょうか。

また、ただいまのご答弁では、従来から受験資格を満たしていれば一般職の受験が可能であり、現状も、障がいのある方が一般の受験区分を受験することができることとされているようですが、であれば、職員募集に当たって受験資格を見直し、障がいのある方の受

験者に対し、バリアフリーとなるような一般職の受験資格とすることについてのお考えをお聞きするとともに、障がいのある方の採用に当たっての労働条件といいたいでしょうか、一般職との違いがあるのかどうかもお聞かせをください。

また、現状の職場環境が、障がいのある方の対応について、十分な受け入れ体制となっているのかどうかも、点検をしっかりと行った上での募集であるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、定年年齢に達した後の再任用及び再雇用についてでございます。明年度に向けた実態についてお聞きをいたしましたけれども、国からの要請は、決して美唄市の再任用凍結を踏まえたものではなく、雇用と年金の接続を適切な人事管理で行う必要な措置を要請しているものであると理解するものであります。平成 13 年に制定した美唄市職員の再任用に関する条例が一定程度を運用されている前提であるのではないのでしょうか。

そこで、意向調査というか、事前の対応において、対象職員が具体的なイメージを持って回答できたかどうか、大変疑問を持つところであります。

それは、一応の定年という区切りをもって定年退職となるわけですが、その後の具体的な業務や職場環境がほとんど示されない中での意思決定をしなければならなかったのではないのでしょうか。

大きな要素として、無年金となる期間に対する生活防衛というものがあろうかとも考えるところでございますけれども、決してそれだけではないはずであり、市の職員としてのの

経験や知識や技術を生かし、責任と生きがいのある仕事ができるかどうかも選択のよりどころとしているのではないのでしょうか。

ご答弁では、年金受給までの無収入期間の生活を支援しようとするとの表現がありましたが、これまでも再任用制度を凍結してきた経過から判断して、決して積極的な再任用の導入と感ずることができません。

しかも、今後において、ポストや業務内容及び職員配置のヒアリングの結果など検討を行うとされていますけれども、やはり再任用の凍結解除に当たっての環境の整備不足といえますか、対象職員にとっては、極端に言って余剰人員として扱われているのではないかと、こんな不安や不信感、これが生じるのではないのでしょうか。

当然、人件費にも大きく影響することもあり、特に、現状として雇用が継続している非常勤職員にとっても、雇用の継続に影響するのではないかと不安も生じている、そのように考えております。

無年金期間に限って言えば、明年度以降も共済年金支給年齢の引き下げが順次行われるわけであり、現時点で、もっと再任用制度の運用再開における定数管理と職員配置についての考え方を明らかにすることの必要性についてどのようにお考えか、市長にお聞きをいたします。

また、再任用制度は、美唄市職員の再任用に関する条例で、既に再任更新年齢の上限の経過措置期間を本年3月で終えており、原則65歳までの任期の更新が可能となっている、こういうものでございます。

この扱いについても、法と条例の趣旨を適

用されるものとして理解してよろしいか伺います。

以上、再度の質問といたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員定数条例の見直しについてありますが、条例定数につきましては、平成20年に実職員数との乖離があることなどから、人口や財政規模等に見合った定数となるよう見直しを行っておりますが、その後の改正を行っておらず、現在の職員数とは乖離している状況となっております。

このことから、今後、定数条例の見直しは行わなければならないものと考えておりますが、現在は財政健全化計画期間中であり、事務事業の見直し等を行っていることから、計画終了後に見直しを行うこととしております。

定数の算定に当たっては、業務量を数値化するには不確定要素が多く、業務の積み上げによる職員数の算定は困難であることから、現行配置人員や計画される事業、類似団体の状況を考慮し見直してまいりたいと考えております。

次に、障がいのある方の採用枠についてありますが、健常者と障がいのある方を区分しない従前の枠組みでは、障がいのある方を計画的に採用できなかったことから、別途採用枠を設けることにより、計画的に採用しようとするものであります。

なお、採用に当たっての労働条件は、一般職との違いはなく、職場環境の整備につきましては、採用する職員の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、定年退職者に関わる再任用についてありますが、再任用は本人が希望する場合に任用すること、また、任用に当たっては、これまでの行政経験を公務で活用できるよう、個々の事情を勘案しながら配置について考慮することを考えておりますので、再任用制度の定数管理を明らかにすることは難しいものと考えております。

なお、来年4月からの実施に向けては、再任用の任期、勤務時間や休暇、給与等の勤務条件を示した上で、年内には再度対象者への意向調査を行うなど、環境を整備してまいります。

なお、再任用を実施するに当たっては、新規職員採用や総人件費への影響等も考慮し、退職した職員の無収入期間をなくし雇用と年金の接続を図ることを目的に考えております。

このことから、再任用の任期の上限につきましては、条例上65歳の年度末となっておりますが、運用においては、原則として、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達する年度末とすることと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 再任用についてでございます。ご答弁では、個々の事情を勘案しながら配置について考慮するとしています。

これでは、具体的な再任用職員に対する受け皿が明確になっていないのではないのでしょうか。

そこで、再任用採用者に対する意向調査に当たっては、労働条件の説明に加えて、市の業務に対する大きな役割と責任についても理解を求め、住民の福祉向上に積極的にかかわ

り意欲を持って勤務することができる環境をつくり出すことが必要であると考えますが、このことについて、どのように市長はお考えをお持ちかお聞きをいたします。

また、再任用の任期の上限を報酬比例部分の支給年齢により運用で行うということですが、これも、これは、本来再任用制度と言える部分でございません。これまで、本来の再任用制度の凍結は財政健全化期間中の預かりとし、見直しについても先送りをされておりました。

健全化計画を終えた時点での再度の見直しを考えておられるのかもお聞きをいたします。

加えて、今後において、すべての定年退職者が65歳まで無年金となる時期を迎えることとなります。

今、再任用制度を定着させていかなければならないものであり、早急に職員配置のあり方を確立する必要性についてのお考えをお聞きをいたします。

以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

定年退職者に係る再任用についてですが、再任用制度は雇用と年金の接続を図ることはもとより、職員が公務で培った知識・経験を活かし、公務の効率的な運営を図ることが大切であり、職員には働く意欲と責任を持って職務に臨めるようにしなければならないものと考えております。

このため、対象職員を含め、職員全体に再任用制度の趣旨を理解してもらうなど、環境を整備していく必要があるものと考えており

ます。

また、再任用の任期の上限の扱いにつきましては、無収入期間をなくし雇用と年金の接続を図ることを目的とすることから、見直すことは考えていないところであります。

次に、職員配置のあり方の確立についてであります。再任用期間が1年単位であることや職員の希望等により状況が変わることなどから、難しいものと考えておりますが、効率的な公務運営・組織活力維持等の観点から、適切な人員配置や能力、実績に基づく人事管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

12番、小関勝教議員。

●12番小関勝教議員（登壇） 平成25年第3回市議会定例会に当たり、大綱3点について、市長に質問をいたします。

大綱の1点目は、医療行政についてであります。平成23年9月に地域医療体制の在り方検討委員会を設置し、昨年3月に方向性がまとめられました。

この方向性を基本とし、昨年9月に美唄市地域医療提供体制ビジョン素案が、さらに、本年3月にビジョン案が示されました。その内容は、現状と課題を洗い直し、今後の医療提供体制の目指す方向性に集約されたものだと考えております。

地域医療体制を整備することは市民にとっても大変重要なことでもあります。一方で、平成21年から平成27年までの7か年で市立病院の不良債務解消に向けた市立病院経営健全化計画が策定され、実績は4年を経過いたしました。

この4年間、各年ごとの当初計画に対する業務量、医療収支、また、一般会計からの繰り入れ計画等の対比について、これは地域医療提供体制ビジョンにも関係をするものでありますので、この3点についてお伺いをいたします。

2つ目は、市立病院の耐震化についてであります。市立病院経営健全化計画の策定に当たって、個別外部監査は、病院施設の老朽化に伴う建替え等も検討すべきと公表をされたことに対し、市当局は、経営健全化計画期間中において建替えを見込むことは、実質公債比率等、健全化計画に大きな影響を与えること、また、市民の理解も得られないことから、計画期間内は修繕等で対応することとしておりますけれども、病院の耐震診断の調査はいつ行ったのか、また、平成27年までは対策を講じるとも聞いていますが、耐震化の計画はどのようなになっているのか、お聞きをいたします。

大綱2点目は、環境行政であります。1つは、美唄・岩見沢・月形の2市1町でのごみ広域処理について、平成23年11月に2市1町による新たなごみ処理施設の整備及び運営に関する基本合意がなされ、これらの内容等について、平成24年1月10日に議会において説明がありました。

以降、処理施設に関しての推移経過がほとんど説明されておりませんし、全く分かりません。新聞報道で、入札が行われたこと、施設の設置場所が概要程度で報道されております。

そこでお聞きをいたしますが、基本合意以降の協議の内容等について、次に、入札にお

ける方法、入札落札額、入札業者名、また、基本合意以降の本市における負担等の変更点についてお伺いをいたします。

2つ目は、生ごみの堆肥化にかかる基本計画についてであります。美唄市廃棄物減量等推進審議会において、担当部署の説明で、生ごみ堆肥化施設の整備基本計画を策定し、最終処分場の隣接地に着工し、平成27年度供用開始を目指すと報道がされておりましたが、具体的な内容、全くその中身について分かりません。このことについて、まずお聞きをいたします。

さらに、生ごみの堆肥化の基本設計がこれから策定されますけれども、基本計画では、生ごみの家庭からの収集方法をポリ袋で行うこととされていますが、収集方法には、三笠や昨年、産業・厚生常任委員会等で視察をした山形長井市では、専用のバケツで保管し、週2回集積場に設置されているコンテナに投入する回収方法が行われております。

特に、それぞれ行っている行政または市民の方々は、この回収方法が既にすっかりと慣れてきているし、相互監視にもつながるといふ意見も聞いております。

本市の収集方法をポリ袋で行うという理由について、お聞きをしたいと思います。

第3点目は、利雪対策であります。本市は、雪を利用した農産物の貯蔵や、マンション、福祉施設等の冷房など、民間での取り組みが図られています。また、先般13日には、共同通信デジタルとデータホテルとの包括連携に関する協定調印式も行われ、現在、計画を進めているホワイトデータセンター事業にも大きくかかわって来る協定調印式ではなかった

かなと思っております。

本市が雪を活用した対策に取り組んでいることは、今回の調印式の報道でも、多くの市民の方々が関心を持っていることだと、このように思っております。

そこで、現在計画をしている「逆転の発想でやっかいものの雪を活用する」ホワイトデータセンター事業計画ですけれども、現在までの取り組んできた経緯・内容、この計画をベースとして、今後の雪の利活用についてどのように結びつけていくのか、これらについての今後の対策もお伺いをいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 小関議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療行政について、市立病院の耐震化についてであります。平成8年8月に耐震診断調査を行った結果、I s 値が0.56で判断基準の0.60を満たしていないことから、本市の耐震促進化計画において、平成27年度までに対策を講じることとしており、現在、公共施設の耐震化を検討するため、美唄市公共施設耐震化検討委員会を設置し、協議を進めているところであります。

あわせて、地域医療体制の構築に向けて、美唄市地域医療提供体制ビジョンに基づき、行動計画となるアクションプランを策定しており、市立病院のあり方等についても、本年度中に一定の方向性が得られるよう進めてきているところであります。

市立病院につきましては、施設及び設備等の老朽化した現状や、今後保健、医療、福祉、介護の包括的連携の基幹的病院としての役割

を担うこととしていることから、これらの協議内容を踏まえた上で、病院の建替え等も含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、2市1町とのごみ広域処理についてであります。平成24年1月に開催いただきました議員協議会の中では、ごみの広域処理に関する新たなごみ処理施設の設備及び運営を3市町共同で行うための基本的事項を整理した基本合意の内容、及び見込まれる費用負担額等について説明をさせていただいたところであります。

その後において、広域処理の整備及び運営に関する詳細事項等の連絡調整を図るため、3市町による協議会を設置し、これまで中間処理施設の整備内容をはじめ、事業の進捗状況や今後の予定、負担金の額の見直しなどについて協議を進めてきたところであります。

また、中間処理施設の建設に伴う進捗状況としましては、平成24年11月に指名競争入札による入札の結果、荏原環境プラント株式会社が予定価格77億115万円に対し、46億3,000万円で落札し、現在、詳細設計が進められ、8月末時点では約5%の進捗状況となっているところであります。

なお、中間処理施設の建設において、先に執行いたしました落札額が予定価格を大きく下回ったことから、当初予定しておりました本市の負担額の総額9億8,854万円が約3億円ほど減額されることとなっているところであります。

その後、国から平成24年度の循環型社会形成推進交付金が見込みより増額交付され、現時点では、本市の負担額の総額が約6億1,000

万円に変更されることが見込まれているところでございます。

なお、平成25年度以降の発注工事や国の交付金など、これから金額が確定されるものもあることから、本市における負担額の総額は、今後もある程度の変更は生じるものと考えているところでございます。

次に、生ごみ堆肥化に係る基本計画についてであります。生ごみ堆肥化施設の建設予定地については、今年3月に作成いたしました施設整備基本計画では、ごみ処理施設を集約することにより、ごみの搬入量を測定するトラックスケール等の既存施設を併用することができることや、堆肥化施設から発生する、生ごみの異物・残渣について、容易に最終処分場に搬入することが可能となることなど、コストの削減を図ることが見込めることから、市有地である最終処分場のエコの丘びばいの隣接地を第1候補として予定し、その他の候補地となる民有地については、取得費等の経費や周辺地域に与える影響などについて、調査を行うこととしたところであります。

これらを踏まえ、本年5月にエコの丘びばいの近隣の民有地について現地調査等を行い、見込まれる土地の取得費や造成費、計量設備等を含む建設費や管理運営費、近隣住民への影響などについて、第1候補となる市有地と比較検討した結果、最終処分場の隣接地となる市有地が総合的に優位であると判断し、市において建設予定地を決定し、廃棄物減量等推進審議会です承をいただいたところでございます。

なお、市議会への説明につきましては、建設予定地について廃棄物減量等推進審議会

協議中であったことから、去る 6 月 24 日に開催いただきました議員協議会において、生ごみ堆肥化施設整備基本計画の説明の中で、建設予定地の決定について説明をさせていただいたところであります。

次に、生ごみ堆肥化に伴う収集方法についてであります。平成 23 年から 24 年にかけて実施いたしました生ごみ堆肥化に関するアンケート調査のうち、女性団体を対象とした調査結果では、約 64%の方がごみ袋による収集を希望し、約 23%の方がバケツによる収集を希望している結果となっております。

また、道内において生ごみの分別収集を実施しております他市の状況を申し上げますと、16 市中 15 市がごみ袋で、1 市がバケツによる収集となっているところであります。

これらの調査結果を踏まえ、本市の廃棄物減量等推進審議会においても多数の委員の方から、生ごみ排出後における空のバケツ回収に伴う手間などを省くためにも、袋による収集が望ましいとのご意見をいただいているところであります。

このため、市といたしましては、これまでの燃やせるごみと同様に、袋による有料で収集させていただく基本的な考えの基に、生ごみ堆肥化施設整備基本計画書に盛り込んだところであります。

次に、利雪対策について、雪の利活用の取り組みと今後の対策についてであります。市といたしましては、これまで美唄自然エネルギー研究会と連携し、首都圏においてデータセンター事業者などを対象とした展示会に出店し P R するとともに、この構想に興味を示していただいた企業に対しては定期的に会

社訪問等を重ねてきたほか、現地視察会を開催するなど、構想実現に向け誘致活動を強化してきたところであります。

これら地道な誘致活動の結果、このたび、株式会社共同通信デジタルと株式会社データホテル、美唄市の 3 者による包括連携協定を締結する運びとなったところであります。

この協定締結後は、データセンターの実現に向け、雪量の確保や通信回線網などのインフラ整備については、3 者の役割分担を明確にしていくこととしており、特に、雪量の確保については、市道のほか国道や道道の排雪、さらには、道路以外から排雪される雪も必要とされることから、今後、それぞれの道路管理者並びに市内除排雪関係者等と協議をしてまいりたいと考えております。

今後の予定につきましては、9 月上旬から協定 2 社の協力を得て、美唄ハイテクセンターで行われている道の補助金を活用した雪冷房実証試験を支援するほか、協定 2 社を中心としたプロジェクトでの検討などを踏まえて、事業化に向けての協議を進めていく予定であります。

私といたしましては、こうした活動を情報発信しながら、雪は「やっかいもの、捨てるもの」から「集めて利用するもの」とし、市民の皆様にもさらにご理解をいただくとともに、データセンターは、税収増や雇用の創出など、本市の経済活性化に大きく寄与することが期待されることから、市民一丸となってデータセンター立地への機運をさらに高め、立地実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、市立病院経営健全化計画の実施状況

につきましては、病院事務局長から答弁させていただきます。

私からは、以上であります。

●議長内馬場克康君 病院事務局長。

●高倉病院事務局長 市立病院経営健全化計画の実施状況につきましては、私からご答弁させていただきます。過去4カ年の患者数、経常収支、一般会計繰入金について、計画との比較で申し上げますと、初めに、患者数は平成21年度、入院患者数、計画2万6,025人に対し、実績2万6,300人で275人の増、外来患者数、計画7万3,733人に対し、実績7万0,058人で3,675人の減。

平成22年度、入院患者数、計画2万7,412人に対し、実績2万5,296人で2,116人の減、外来患者数、計画7万1,322人に対し、実績6万1,282人で1万0,040人の減。

平成23年度、入院患者数、計画2万7,487人に対し、実績2万4,540人で2,947人の減、外来患者数、計画7万1,573人に対し、実績5万8,908人で1万2,665人の減。

平成24年度、入院患者数、計画2万7,412人に対し、実績2万4,628人で2,784人の減、外来患者数、計画7万1,573人に対し、実績5万3,787人で1万7,786人の減となっております。

次に、経常収支は、平成21年度、経常収益、計画14億2,694万2,000円に対し、実績14億2,954万9,000円で260万7,000円の増、経常費用、計画14億4,762万7,000円に対し、実績14億2,643万6,000円で2,119万1,000円の減となり、経常収支では計画2,068万5,000円の損失に対し、実績では311万3,000円の利益となり、2,379万8,000円損失が解

消され利益の発生となりました。

平成22年度、経常収益、計画15億4,714万3,000円に対し、実績14億2,766万6,000円で1億1,947万7,000円の減、経常費用は、計画16億6,879万4,000円に対し、実績16億1,788万2,000円で5,091万2,000円の減となり、経常収支では、計画1億2,165万1,000円の損失に対し、実績では1億9,021万6,000円の損失で、6,856万5,000円の損失増となりました。

平成23年度、経常収益、計画14億6,128万1,000円に対し、実績13億9,884万4,000円で、6,243万7,000円の減、経常費用、計画14億3,395万9,000円に対し、実績13億6,318万8,000円で7,077万1,000円の減となり、経常収支では、計画2,732万2,000円の利益に対し、実績では3,565万6,000円の利益となり、833万4,000円の利益増となりました。

平成24年度、経常収益、計画14億6,090万2,000円に対し、実績13億8,766万7,000円で、7,323万5,000円の減、経常費用、計画14億2,630万2,000円に対し、実績13億6,444万5,000円で、6,185万7,000円の減となり、経常収支では、計画3,460万円の利益に対し、実績では2,322万2,000円の利益となり、1,137万8,000円の利益減となっております。

次に、一般会計からの繰り入れは、平成21年度、計画どおりの3億9,553万3,000円。

平成22年度、計画4億9,284万7,000円に対し、実績は6億1,151万9,000円で、このうち、1億0,600万円が前倒しで繰り入れたものでございます。

平成 23 年度、計画 3 億 9,701 万 8,000 円に対し、実績は 6 億 4,801 万 8,000 円で、このうち、2 億 5,100 万円が前倒しで繰り入れたものであります。

平成 24 年度、計画 4 億 8,218 万 3,000 円に対し、実績は 6 億 9,568 万 3,000 円で、このうち、1 億 5,000 万円が前倒しで繰り入れたものであります。

24 年度末における資金不足額は、計画 13 億 6,655 万円に対し、実績では 9 億 6,865 万円となっており、資金不足比率は計画 104.6% に対し、実績では 79.1% となっております。

私からは、以上でございます。

●議長内馬場克康君 12 番、小関勝教議員。

●12 番小関勝教議員 今、それぞれ答弁いただきましたけども、何点か、自席から質問させていただきたいと思います。

病院の関係で、入院、外来それから経常収支、それぞれ今報告をいただきました。

入院、外来、これについては、計画当初から毎年々々減少傾向にある。さらに経常収支につきましても、それぞれ赤字が進んできているのかなと思います。その分が一般会計からの繰り入れで、3 カ年で総額 5 億 600 万ほど前倒しで、一般会計から繰り入れを増加させております。

病院経営健全化計画ですけれども、患者数の減少、さらには収益の落ち込み、これは当初計画から見ると乖離している状況でもありますし、当初計画には達成は厳しいのではないかと、こんな思いもしております。

さらに、今の資金不足については、104 から 79.1% に実績ではなつたと、これは資金不足が解消されてきているわけです。これは、

平成 27 年度の計画満了には、当初計画では 0.7% 黒字になっていくだろう、資金不足が解消されるだろうという計画になっておりますし、特にあと 2 年間、26 年、27 年とあるわけですが、これらについても、残りの 2 年間では、大きな一般会計からの繰り入れが計画をされておりますけれども、5 億 600 万の前倒しで入れている部分を考慮しながら、この 2 年間での平準化の中でも、解消も必要かなというふうに思っております。これらがそれぞれ、しっかりと対応していかなければ計画達成が厳しいというふうに思っております。

当然、経営健全化計画、策定する当初でありますけれども、個別外部監査を実施いたしまして、計画を策定する上で、冒頭お話をしました施設の老朽化に関する問題と幾つかの提言があったというふうに承知をしております。今後もしっかり、提言に沿った取り組みが必要ではないかなと。

また、計画終了後においても、また新たな病院の健全化計画が必要になると思います。これは、先ほど答弁がありました建替え等も含めて、慎重に検討するということもありますけれども、この建替え等も含めた中での新たな健全化計画が必要になると思っておりますので、その実態に沿った計画の見直しが今後しっかりと必要になってくると思います。

これらについて、市長の考え方があれば、1 つお聞きをしたいというふうに思います。

さらに、岩見沢、月形、美唄との広域化ですね。先ほど、それぞれ経過をお聞かせいただきました。

この広域化につきましては、今後もその状

況等それぞれに応じた中で、しっかりと議会の方にも説明していただきたいというふうに思っております。

質問につきましては、生ごみの堆肥化にかかる基本計画ですけれども、答弁では、建設予定地について市有地・民有地等を調査し、取得費や造成費と管理費等々を検討して、最終処分場の隣接地の市有地が総合的に有利と判断したということでございます。

それでは、建設の予定地の造成費それから建設等、比較をした内容等について、詳しくお伺いをしたいと思います。

次に、生ごみの収集方法ですけれども、現在、家庭生ごみの袋ですけれども、家庭で年間どれぐらい生ごみの負担がかかっているのか、あわせて、事業系ごみの負担額はどれぐらいになっているのか。

また、生ごみの収集についてですけれども、市として、市民の方々に専用ポリバケツを無償提供することによって、市民負担が軽減するんでないかな、逆に異物の混入等も少なくなつて、生ごみの分別収集も期待できるのではないかなと私は思っているんですけれども、先ほどは、それぞれのアンケート等の調査において、ポリ袋にしていくんだというふうに説明がありましたけど、改めて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 小関議員の質問にお答えいたします。

初めに、病院経営健全化計画についてですが、経営健全化計画の策定に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査を平成 21 年度に実

施し、その意見等を踏まえて策定したところであります。

今後の市立病院の方向性等につきましては、平成 25 年 3 月に策定した美唄市地域医療提供体制ビジョンの実現化に向け、行動計画となるアクションプランを本年度中に策定することとしており、外部監査からの検討事項にもあります市立病院の必要性和役割の明確化、老朽化施設への対応や規模、機能などの方向性について検討することとしております。

また、経営健全化計画は、今年で 5 年目を迎えておりますが、病院を取り巻く環境の変化などから、当初計画より収支に大きく乖離が生じてきているのが現状であります。

これまでも、計画の見直し変更等について国や道と協議を行ってまいりましたが、病院規模や経営形態など、大きな変更がない限り計画の変更はできない旨、指導を受けております。従って、現行計画の中において不良債務の解消に努めていくこととしております。

なお、経営健全化計画の終了後の平成 28 年度以降におきましても、安定した医療サービスの提供を図るために、経営の健全化を推進しなければならないと考えているところでございます。

次に、生ごみ堆肥化施設の建設予定地についてであります。本体工事は市有地と民有地で同額として考え、本体工事を除く建設費について比較いたしますと、市有地のエコの丘びばいの隣接市では、造成費で 1,510 万円、脱臭設備整備費で 2,260 万円、合計で 3,770 万円を見込んでおります。

また、民有地では、民有地を選択した場合に見込まれる土地の取得費及び用地測量、地

質調査等が 1,550 万円、造成費として 910 万円、脱臭設備整備費で 3,390 万円、さらに加えて、計量設備整備費で 830 万円、水処理設備整備費で 380 万円、合計 7,060 万円が試算され、結果といたしまして、民有地を選択した場合、約 3,290 万円ほど建設費負担が多くなるものと見込んでいるところでございます。

このことから、市といたしまして、財政状況を踏まえ、建設予定地については、エコの丘びばいの隣接地として決定したところでございます。

次に、生ごみ堆肥化に伴う収集方法についてであります。平成 24 年度の家庭系ごみ袋の販売額を基にしたごみ処理手数料は、約 3,970 万円となっており、年度末総世帯数の 1 万 2,245 世帯から算出いたしますと、1 世帯当たりでは、おおむね年間 3,200 円の負担をいただいているところであります。

また、事業系ごみ袋の販売額等を基にしたごみ処理手数料は、約 1,201 万円で、平成 21 年 7 月 1 日付で公表された総務省・経済産業省の「経済センサス・基礎調査」による本市の総事業者数 1,197 事業所から算出いたしますと、1 事業所当たり、おおむね年間 1 万円の負担をいただいているところであります。

現在、生ごみはごみ処理手数料の負担をいただき、収集等のごみ処理経費に充てていることから、バケツの無償配布及び無償収集については、これまでのごみの有料化の経緯や市の財政状況などから非常に難しいものと考えているところであります。

今後、事業の推進に当たっては、廃棄物減量等推進審議会や議会議論を通じ、取り進めてまいりたいと考えております。

なお、生ごみの適正な分別につきましては、生ごみの分別辞典の作成や広報紙メロディー、ホームページの活用、さらには説明会などを開催いたしまして、市民の皆様方にご協力をいただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 12 番、小関勝教議員。

●12 番小関勝教議員 それぞれ、設置場所の建設費、造成費等、差があるということで、このエコの丘、そういうところに決定をして進めていきたいということでございますけれども、今の、エコの丘のずっと上の方にあるんですけど、あの入り口は舗装にはなっているんですけども、これから子どもたちが、そういう施設できたときに環境学習の見学だとか、市民の人たちが堆肥を取りに行ったりするというときに、一部分の舗装を越えたあとはそろばん道路、ガタガタ道なんですけども、あそこを通っていかなきゃいけない、冬期間でも、あそこを活用していかなければならん。今後、そういう中での市民からの苦情等が出てきたときに、はたして、あそここのところを整備し直すとすれば、舗装していかなきゃならんということがあるわけです。

今の差額は 3,000 万程度となっておりますけれども、もっともっと大きな、周辺の整備に予算が必要になってくるんじゃないかと逆に心配をしているわけです。

これらのことも踏まえて、エコの丘よりもっと近い、民有地に建設すべきじゃないかなと、こう考えているんですけども、改めて建設予定地について、市有地と民有地との比較検討する考えがあるのかないのか、市長

の见解をお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 小関議員の質問にお答えいたします。

生ごみ堆肥化施設の建設予定地についてありますが、平成 24 年度に生ごみの処理については、美唄市廃棄物減量等推進審議会から、堆肥化することが有効であるとの答申を受け、その中で「施設の整備費、維持費を検討し、市民負担が増大しないようにすること」との附帯意見をいただいているところでございます。

このことから、建設予定地については、ごみ処理施設を集約することにより、建設費では既存の施設を併用できることや、管理運営費では、生ごみ残渣の最終処分場までの運搬費など、コスト削減が図られることから、市民負担が増大しないようエコの丘びばいの隣接地としたところであります。

また、環境学習の施設見学についてでありますけど、現在、市内小学校による最終処分場の施設見学会が実施されており、堆肥化施設をエコの丘びばいの隣接地に建設することにより、最終処分場と堆肥化施設を一体的に見学できることが可能になるものと考えております。

また、できた堆肥を希望される方々については、まちなかで求められるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮かりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 1 時 5 3 分 延会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____